

「みやこ町立豊津小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、福岡県いじめ防止基本方針をもとに、豊津小学校の全ての児童が安心して、充実した学校生活を送れるよういじめの防止を目的として策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

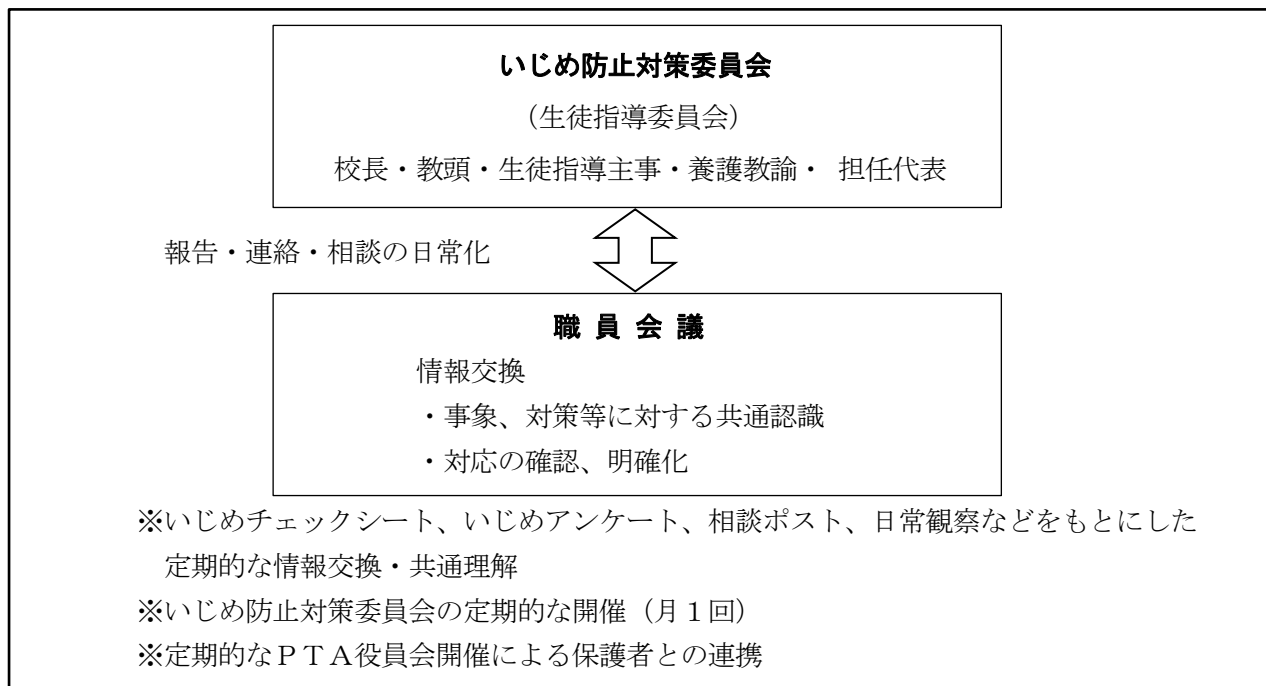
(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止基本法」より）

(2) いじめに対する基本定な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織



3 いじめ防止のための具体的方策

(1) 学級経営の充実

- ① 「いじめチェック」「いじめアンケート」「不登校予防診断チェックリスト」等を活用するとともに、ソーシャルスキルトレーニング等による児童の人間関係調整力の向上に務める。また、日常の児童の実態や人間関係を十分に把握し、一人一人が安心して過ごせる学級経営を行う。
- ② 「わかる・できる」が実感できる授業の実践を行う。

(2) 道徳教育の充実

- ① 学校の全教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や規範意識・思いやりの心の醸成を図る。

- ② 道徳の時間については「節度・節制」「礼儀」「規則の尊重」を重点とした年間指導計画を策定し、規範を遵守し道徳的実践に努めようとする児童の育成を図る。併せて、児童の道徳的実践を認め励ますことで自己有用感を高める。

(3) 教育相談体制の整備

- ① いじめチェック、心のアンケートなどの結果をもとに、担任による個別面談での教育相談を実施し、一人一人の児童理解といじめの早期発見に努める。
- ② 保健室に教育相談室の機能を持たせ、養護教諭による面談により児童理解を深めるとともに、いじめの早期発見に努める。

(4) 学校独自の活動等

- ・ 特別活動の充実を図り、全校児童が主体的に活動し人間関係を深化させる取組を行う。

活動名		活動の内容
集会活動	人権集会	学級の取組の発表を工夫して行い、相互に認め合い高め合う態度と自己有用感を高める。
委員会活動	日常活動の充実 表現活動の工夫	全教師が分担して学校生活向上を目指した主体的活動を行わせ、集団生活の向上と自己有用感を高めさせる。
学級活動	話し合い活動 係活動	友達と協力して主体的に行う係活動や話し合い活動を行わせ、楽しい学級の雰囲気づくりを行い、自己有用感を高める。
その他	全校縦割り活動	縦割り班による清掃活動を行い、人間関係の円滑化と自己有用感を高める。

(5) インターネット等によって行われるいじめに対する対策

- ・ 規範意識育成事業の一環として、外部講師によるネットいじめ防止に関する指導を行うとともに保護者啓発の講演会を行う。
- ・ 児童のインターネット使用状況など現状確認を行うと同時に、情報モラルに関する正しい認識を養う指導を行う。

(6) いじめに関する校内研修の充実

- ・ 生徒指導提要、福岡県いじめ防止基本法、みやこ町いじめ防止基本法についての認識を深め、学級経営の改善を図るための研修を行う。

(7) 学校間の連携

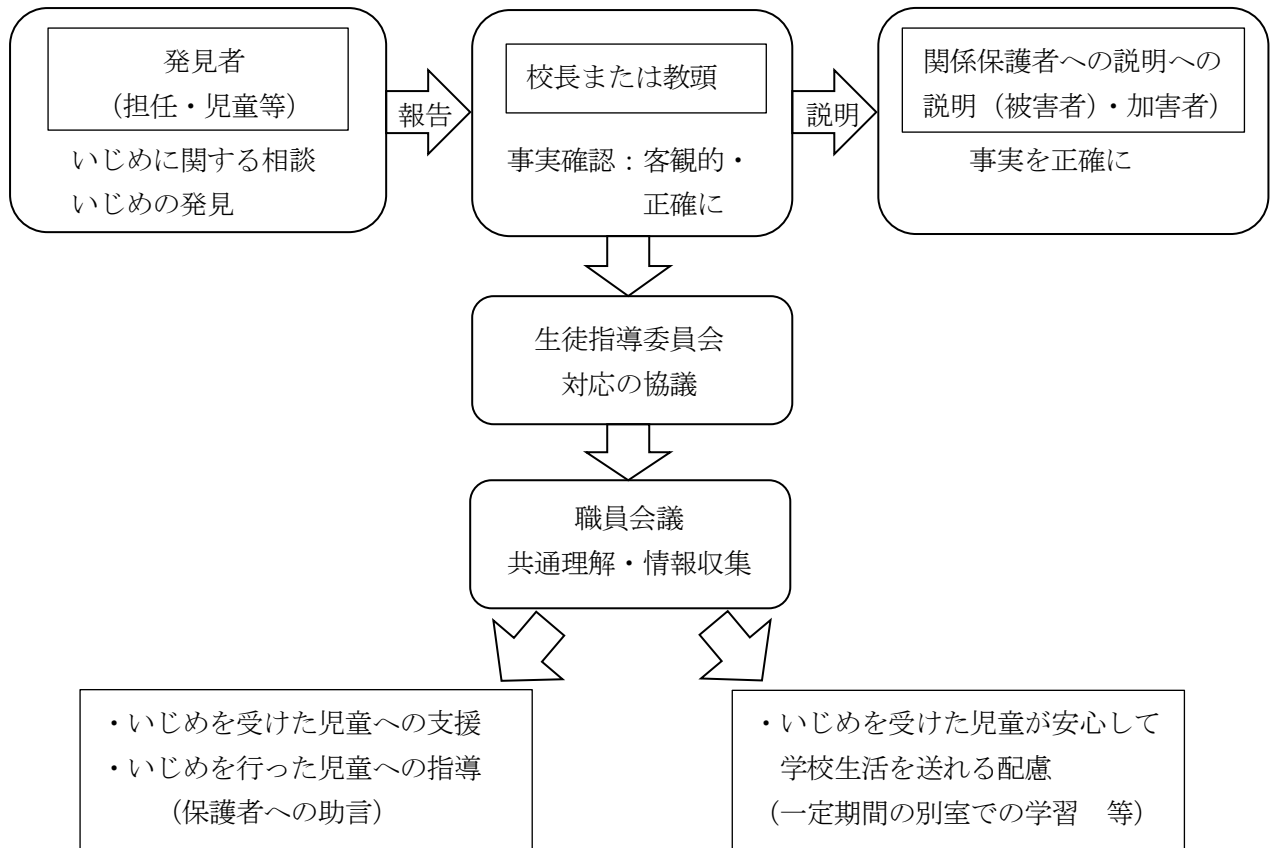
- ・ 保育園（幼稚園）・小学校・中学校間で、幼児・児童・生徒の円滑な接続ができるよう交流を深める。
- ・ 豊津中学校との定期的な情報交換や交流学習を行い、情報の共有化を図る。
小・中連絡会、交流授業、スクールカウンセラーと連携した情報交換会、など
- ・ 児童の出身保育所・園との連携を図り、情報の共有化を図る。
保・幼・小連絡会（年間2回）

4 いじめ早期発見の方策

(1) 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 児童生徒、保護者、学校の信頼関係の構築を図り、円滑や連携を深めるように努める。
- ・ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
その日のうちに報告、その日のうちに相談、その日のうちに対応
- ・ 必要に応じて、関係機関との連携を図る。
みやこ町教育委員会、豊津校区青少年健全育成協議会、京築教育事務所、児童相談所、警察署、保健福祉事務所、等との連携

(2) いじめの早期発見の流れ



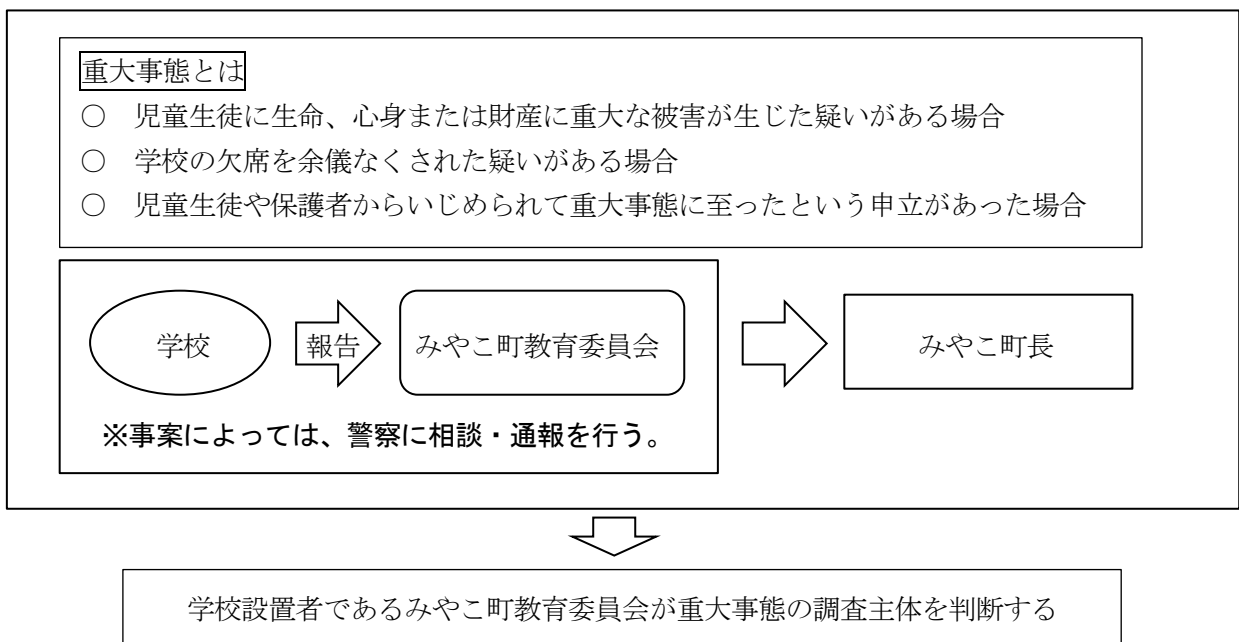
5 重大事態への対処

(1) 日常的な情報収集

いじめに関する情報の収集

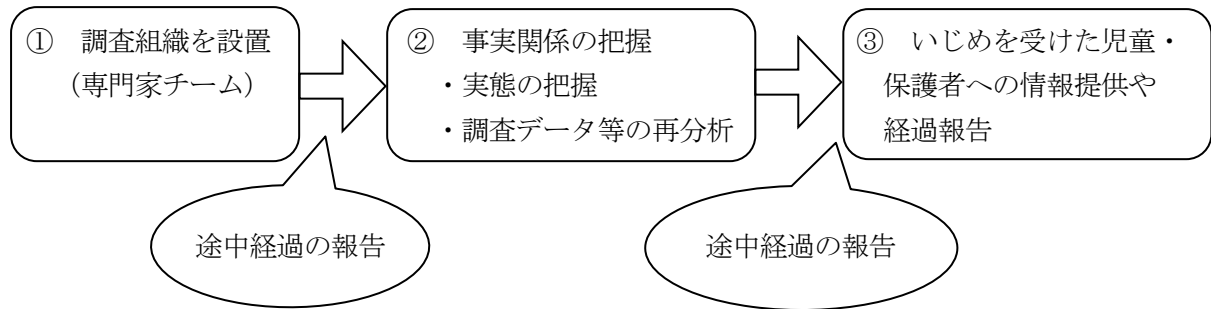
- いじめ対策委員会を中心にいじめに関する情報の収集と記録、及びそれらの共有
 - ※ 正確な記録、迅速な記録（まとめて書こうとしない）をする。
 - ※ 記録をもとに職員間で情報を共有するとともに、協働実践を行う。
 - ※ 記録簿は非常持ち出し金庫に保管し、持ち出しはしない。
- いじめの事実確認の後、途中経過、結果を教育委員会に報告し、指導を得る。

(2) 重大事態が発生した場合の対応



(3) 重大事態に関する調査の実施

- ① 学校が調査主体の場合：教育委員会の指導のもと、対応を行う。



- ② 教育委員会が調査主体の場合

- 学校は資料の提出等調査に協力する。

6 学校の教育活動との関連

- ① 人権教育推進計画、生徒指導推進計画にいじめ防止に関する内容を位置付ける。
- ② 学校評価、教員評価にいじめ防止に関する内容を位置づける。
- ③ 学校評議員、PTA役員会その他の団体との連携を位置づける。
- ④ 地域学校安全対策会議、学校評議員への情報提供と情報収集を行う。
- ⑤ 学校通信やいじめ防止リーフレット等の配布を通じた情報の共有を行う。

7 その他 (参考文献による共通認識)

- ・ 生徒指導提要 (文部科学省、令和4年12月改訂)
- ・ いじめ防止のための基本的な方針 (文部科学省)
- ・ 福岡県いじめ防止基本方針 (福岡県)
- ・ みやこ町いじめ防止基本方針 (みやこ町)